

# 東京大学医学部附属病院教員懲戒手続規程

(平成16年4月1日制定)

改正 平成19年3月26日

改正 平成21年3月26日

改正 平成27年3月26日

## (目的)

第1条 この規程は、東京大学医学部附属病院教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条ただし書並びに東京大学医学部附属病院教員の就業に関する規程。（以下「教員就業規程」という。）第4条、第6条及び第9条に基づき、常勤の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下「教員」という。）に対する懲戒処分の手続を定めることを目的とする。

## (調査の依頼)

第2条 国立大学法人東京大学総長（以下「総長」という。）は、教員について、就業規則第38条に定める懲戒の事由（本条において「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、本院に、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行わせるものとする。

2 病院長は、本院に所属する教員について、懲戒事由のいずれかが存在すると思料する場合には、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行うことができる。この場合には、病院長は、遅滞なく総長に調査の開始を申し出て、その承認を得るものとする。

3 総長は、前2項の定めにかかわらず、懲戒事由にかかる事実の性質上本院に調査を行わせることが不相当である場合又は懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合には、本院による調査を経ることなく、直ちに第4条に定める教職員懲戒委員会に事実の調査及び審査を付議することができる。

## (審査の付議)

第3条 病院長は、前条第1項又は第2項の調査を行ったときは、遅滞なくその結果を総長に報告しなければならない。

2 総長は、前項によって報告を受けた調査の結果に基づき、当該教職員に対して懲戒処分を行うことが適当であると思料する場合には、次条に基づき教育研究評議会（以下「評議会」という。）の下に設置する教職員懲戒委員会に、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。

## (教員懲戒委員会)

第4条 教員懲戒委員会は、常置とする。

2 教員懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、第1号に定める者を委員長とする。

一 副学長1名

二 総長の提案に基づき評議会が定める数の評議員

三 総長の提案に基づき評議会が定める数の専門委員

3 委員長に事故があるときは、前項第2号に定める委員のうちからあらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 第2項第3号の専門委員は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）の教授又は准教授から選任する。

5 第2項第3号の専門委員は、前項の委員のほか、大学法人の教職員以外の法律家等からも選任することができる。

6 教員懲戒委員会の委員は、総長の提案に基づき、評議会が選任する。

## (調査委員会による調査審議)

第5条 総長から、第3条第2項に基づき審査を付議され又は第2条第3項に基づき事実の調査及び審査を付議された場合には、教員懲戒委員会は、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、原則として、教員懲戒委員会委員3名で構成する。調査委員会委員には、少なくとも第4条第2項第2号に定める委員1名を含まなければならない。

- 3 調査委員会は、必要に応じ、大学法人の教職員以外の法律家等の補助を求めることができる。
- 4 調査委員会は、第3条第2項に基づき審査を付議された案件並びに第2条第3項に基づき事実の調査及び審査を付議された案件について、調査及び審議を行い、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を決定する。
- 5 前項の決定は、委員の過半数の賛成をもって行う。
- 6 第1項の定めにかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合には、調査委員会の設置を要しない。この場合には、教員懲戒委員会が、第4項に定める調査を行う。

(弁明の機会の付与)

第6条 前条第4項及び第6項に定める調査に際して、教員懲戒委員会又は調査委員会は、東京大学医学部附属病院教員懲戒規程の定めるところにより、調査の対象となる教職員に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(調査委員会による報告)

第7条 調査委員会は、第5条第4項に定める調査及び審議が終了したときには、速やかにその結果及び結論を教員懲戒委員会に報告しなければならない。

(教員懲戒委員会による決定及び報告)

- 第8条 教員懲戒委員会は、前条に定める報告に基づき又は第5条第6項に定める調査の結果に基づき、審議を行い、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を決定する。
- 2 前項の決定を行うにあたっては、委員の3分の2以上が出席していなければならない。
  - 3 第1項の決定は、出席した委員の3分の2以上の賛成によって行う。
  - 4 教員懲戒委員会は、第1項に定める決定をした場合には、遅滞なく総長に報告しなければならない。

(懲戒処分の発令)

第9条 総長は、前条第4項により教員懲戒委員会から懲戒処分を要する旨を決定したとの報告を受けた場合、同委員会が決定した懲戒処分の内容の案を踏まえて、当該教員に対する懲戒処分を発令する。

(評議会への報告)

第10条 総長は、前条に基づいて発令した懲戒処分の概要を、当該懲戒処分発令後の直近に開催される評議会に報告する。

(病院長及び教員の解雇、降任、配置換又は出向)

- 第11条 本人の意に反する病院長及び教員の解雇、降任、配置換又は出向は、教員懲戒委員会に付議し、その結果を踏まえて行わなければならない。ただし、組織の廃止等により現に就いている職が消滅する場合に行う配置換又は出向については、この限りでない。
- 2 前項の教員懲戒委員会の審査については、第8条第2項及び第3項を準用する。
  - 3 教員懲戒委員会は、第1項に定める診査の結果を遅滞なく総長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。